

03-3 漁船漁業職種(いか釣り漁業)

2011.12.26

<p>作業の定義</p>	<p>いか釣り漁船及びいか釣り漁具を使用して、イカを捕獲する漁業をいう。</p>	
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)いか釣り漁業                  ①漁具の製作・補修作業                  1.まき結び作業                  2.もやい結び作業                  3.いかり結び作業                  4.ロープの端留め作業                  5.本目結び作業                  6.かえる又結び作業                  7.アイスプライス作業                  8.ショートスプライス作業                  9.ロングスプライス作業                  10.釣糸(テグス)の交換時期の判断作業                  11.いか角(いか針)の良否の判断作業                  12.より戻し・錘(分銅)の良否の判断作業                  13.一連のいか釣り具の製作作業                  14.いか釣り具をいか釣り機にセットする作業                  ②漁具・漁労機械の操作作業                  1.GPSを使用して最適な漁具の配置と展開方法を勘案する作業                  2.魚群探知機による魚群探索作業                  3.魚群探知機による測深(海底の深さ測定)作業                  4.集魚灯の灯具の管理作業                  5.漁労機械[シーアンカー(パラアンカー)用ウィンチ等]の操作作業                  6.自動いか釣り機の操作盤による、水深の設定作業                  ③漁獲物の処理作業                  1.漁獲したイカの種類分け作業                  2.漁獲したイカのサイズ分け作業                  3.漁獲したイカの解体処理作業                  4.漁獲したイカの凍結処理作業                  5.凍結処理したイカを冷凍パンから素早く外す処理作業                  6.生出荷用に処理したイカをサイズ別に選別し、魚箱(発泡スチロール箱)に鮮度保持用の氷と共に一定量毎に収容する作業                  7.パン立て作業                  (2)安全衛生作業                  ①雇入れ時等の安全衛生教育                  ②乗船時の安全教育                  ③作業開始前の安全装置等の点検作業                  ④漁船漁業職種に必要な整理整頓作業                  ⑤漁船漁業職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業                  ⑥保護具(作業用救命胴衣、安全帽、安全ベルト、命綱、安全靴等)の着用と服装の安全点検・収納作業                  ⑦保護具(作業用救命胴衣、安全帽、安全ベルト、命綱、安全靴等)の装着、収納の必要性についての説明作業                  ⑧安全装置の使用等による安全作業                  ⑨労働衛生上の有害性を防止するための作業                  ⑩異常時及び事故発生時の応急措置を習得する作業                  ⑪操業時の事故(転倒、海中転落、落下物、噛みつかれ等)防止作業                  ⑫消火器による初期消火作業</p>	
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業                  ①水揚げ作業の準備                  ②水揚げ作業(陸上選別を含む。)                  ③陸上での漁具製作・補修作業                  ④陸上での漁労機器点検作業                  (2)周辺作業                  ①出港時の漁具積み込み作業                  ②帰港時の漁具積み下ろし作業                  ③船体補修作業                  (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)                  上記※に同じ</p>	
<p>使用する素材(材料)</p>	<p>特になし</p>	
<p>使用する機械、設備、漁具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.及び2.を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。                  1.いか釣り漁船                  2.自動いか釣り機                  3.いか角(いか針)                  4.錘(分銅)                  5.釣糸(テグス)                  6.より戻し                  7.巻き上げリール                  8.いか受け台(流し)                  9.シューター                  10.シーアンカー(パラアンカー)                  11.スパンカー                  12.集魚灯</p>	<p>13.魚群探知機                  14.GPS                  15.自記水温計                  16.ベルトコンベアー                  17.冷凍パン                  18.グレーズタンク                  19.冷結庫                  20.魚箱(発泡スチロール箱)                  21.手動式選別機                  22.自動式選別機                  23.漁具等仕様書</p>
<p>製品の例</p>	<p>1.スルメイカ(マイカ)                  2.アカイカ(ムラサキイカ)                  3.ヤリイカ</p>	<p>4.ケンサキイカ                  5.コウイカ(スマイカ)</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>	

※